

# ハンセン病家族とともに歩む

## —新たな人権学習の布石として

相 川 翼

### はじめに

本稿は、私が3名のハンセン病家族の方と出会い、ハンセン病問題や学校における人権学習のあり方について家族の視点から捉え直した考察である。1節でその出会いの契機と問題意識について述べ、2節と3節でいくつかの論点について具体的に検討した上で、新たな人権学習の方向性を4節で論じる。なお、本稿には個人的な体験に基づく考察が多く含まれることを前もってお断りしておく。

## 1. ハンセン病家族と出会って

### ハンセン病家族訴訟をどう受け止めるか

「家族訴訟に参加して初めて知ったことは、ハンセン病問題に興味を持ってくれ、支えてくれる人々がいるということです。特に、自分たちにも責任があると言ってくれる人がいることは、大きな驚きでした。差別されている人が声をあげようとしているとき、その声を聴いてほしいと思います。実際に、そうして声を聴き、拾い上げ、そこから行動した人の存在によって救われた原告もいます。声を打ち明けられる人、受け止められる人の存在がとても大切だと思います」。

これは、ハンセン病家族訴訟 原告番号169番さん（関東地方在住、70代）の証言だ。

2022年6月、私は、3名のハンセン病家族の方と一緒にハンセン病市民学会

(2)

のシンポジウム<sup>1</sup>に登壇した。この3名は、顔や名前を公にできない。それぞれ「ハンセン病家族訴訟 原告番号21番、169番、188番」と名乗り、学校における自身の差別体験や人権学習・啓発への想いを語った。私はコーディネーターとして企画・進行の中心を担った。169番さんの証言は、このときのものである。

ハンセン病家族とは、ハンセン病の病歴者を家族にもつ人のことである。ハンセン病を発病した人は、「らい予防法」に基づく国の隔離政策によってハンセン病療養所に強制収容された。他方でその家族は、ハンセン病を発病していないにもかかわらず、「ハンセン病は恐ろしい伝染病である」という誤った認識が広まっていたために、学校、職場、地域社会等で徹底的に差別され、排除された。この誤った認識は、患者の収容を進めるために国が戦前・戦後にかけて官民一体となって進めた「無らい県運動」によって広められたものである。

2019年6月28日、熊本地方裁判所にて、ハンセン病家族国家賠償請求訴訟・原告勝訴の判決が下された。熊本地裁は、国のハンセン病隔離政策等が原告の

---

1 2022年6月11～12日に開催された「ハンセン病市民学会 第16回総会・交流集会in長野」。2日間でのべ850名の参加があった。1日目の6月11日には総会と全体会、2日目の6月12日には4つの分科会が設定された。私たちが登壇したのは、分科会第一「ハンセン病問題から学び、伝える—学校におけるハンセン病家族の差別体験を受け止め、活かす—」である。3名の家族訴訟原告の方に加え、パネリストとして島翔吾さん（ハンセン病家族訴訟弁護団）、江連恭弘さん（ハンセン病市民学会教育部会世話人）、辻央さん（沖繩愛楽園交流会館学芸員）が登壇した。会場では130名ほど、オンラインでは30回線ほどの参加があった。

匿名のハンセン病家族の方に登壇を依頼できたのは、ハンセン病市民学会教育部会編『ハンセン病問題から学び、伝える—差別のない社会をつくる人権学習』（2022年、清水書院）の編集と刊行により頂いたご縁、および、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」（厚生労働省・法務省・文部科学省、2021～2022年度）にて、21番さん、169番さん、188番さんとともに「当事者市民部会」の委員を務めていることが大きい。

なお、本稿における21番さん、169番さん、188番さんの証言は、すべて、公表を前提に本分科会のために3名の方と私が共同で作成した読み上げ原稿から引用したものである。当日の会場における実際の発言は、テープ起こしを経てハンセン病市民学会の『年報』にいずれ掲載されるが、読み上げ原稿自体は刊行されない。読み上げ原稿から本稿への引用はご本人からの許諾を得た。

(3)

ハンセン病家族に対する差別被害を発生させ、厚生（労働）大臣、法務大臣、文部（科学）大臣にはハンセン病家族に対する偏見差別を除去する義務があったこと、原告らは家族関係の形成を阻害され、憲法13条で保障された「人格権」、および、憲法24条で保障された「夫婦婚姻生活の自由」を侵害されたことを認定し、被告である国に対して賠償を命じた。国は控訴断念に追い込まれ、熊本地裁判決は確定した。判決に基づいて協議が重ねられ、2019年11月15日、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（ハンセン病家族補償法）が超党派の議員立法により成立した（同年11月22日に公布・施行）。

2016年に提起され2019年に判決が下されたこの裁判において、原告となったハンセン病家族（当初568名、最終的には561名）は自らに原告番号を付し、大多数が匿名で裁判をたたかった。原告のうち、顔や名前を明らかにしたのはわずか数名しかいない。そしてこの状況は、原告勝訴判決が確定してから3年以上が経った現在（2022年10月）においても変わっていない。原告らはなぜ顔や名前を明かせないのか。

原告番号21番さん（東北地方在住、50代）の証言を聞こう。「家族訴訟判決からも3年が経ちましたが、私たちを取り巻く現実は何も変わっていません。裁判に勝ったから終わりではなく、それで世の中がどう変わるか、ハンセン病に対する偏見や差別が本当になくなるかということこそ、大切だと思います」。

原告番号188番さん（沖縄県在住、60代）も次のように証言している。「〔ハンセン病からの〕回復者の原告の方も、家族原告の方も、『裁判で勝ったからもう大丈夫』と思ってカミングアウトしたら、職場にいづらくなってしまい、追い込まれて退職した人がいます。また、家族訴訟に参加したことで、母親の病歴が家族に知られ、離婚になってしまった人もいます。回復者である母親が、自分の病歴のことを隠してすみませんと相手側の両親に謝罪したのですが、絶縁され、孫にも会えなくなってしまうそうです」（〔 〕内引用者）。

裁判で国に勝った。けれども、ハンセン病家族を取り巻く現実はまだ何も変わっていない。だから、裁判の成果を広めていくことにより、深刻な差別被害を被っているハンセン病家族一人ひとりを取り巻く現実が地域社会で、職場で、

(4)

家族・親戚関係の中で変わらなければならない。家族訴訟の勝訴はその始まりなのである。

### 教育界はハンセン病家族とどう向き合うべきか

ハンセン病家族は、子ども時代、親やきょうだい等がハンセン病にかかっているというだけの理由で、学校で激しい差別被害を受けた。子どもをいじめから守る立場にあるはずの学校の教員は、ほとんど例外なく見て見ぬふりをし、時に自ら率先していじめに加担した。

この実態が、家族訴訟では原告らから赤裸々に明かされた。石を投げられ、唾をかけられ、水たまりに突き落とされた、掃除の時間に同じバケツを使用させてもらえなかった、給食は一人別室で取らされた、運動会の練習の際に手をつないでもらえず小枝を持たされた、修学旅行では押し入れの中で寝ることを強いられた、風の強い日に風下に席替えをさせられた、階段を上っていると先生から突き飛ばされ「もう来なくていい」という言葉を投げつけられた……などと枚挙にいとまがない<sup>2</sup>。自分が受けたひどいじめのことはどこにも書けないし、誰にも言えないと証言する人もいる。それを知った自分の家族を悲しませたくないからである。

こうした差別と被害の実態に鑑みれば、私たち学校の教員や教育行政に携わる者など、教育界の人間は、誰よりも早く、ハンセン病家族に差別被害を与えてしまった過ちを詫び、その名誉を回復する取り組みの前線に立つべきであった。

しかし、2016年のハンセン病家族訴訟の提起以降でさえ、少なくとも組織的な教育界の取り組みはなかった。私自身のことと言っても、ハンセン病問題に関わるようになっても家族の問題には取り組まなかった。家族の問題が、私たち教育界の人間が取り組まなければならない固有の問題であるという認識には至らなかったのである。

---

2 ここにあげた事例はすべて、前掲『ハンセン病問題から学び、伝える——差別のない社会をつくる人権学習』に掲載されたものである。

その私自身の認識を決定的に変えてくれたのが、一緒にシンポジウムに登壇した3名のハンセン病家族の方である。

シンポジウムの準備のために3名の方とやり取りを重ねていく中で、私は、ハンマーで殴られたような衝撃を受けた。ハンセン病家族の置かれた切実な状況がまったく分かっていないことに気づかされた。もちろん、教科書的な知識としては「よく」知っている。今でもハンセン病に対する偏見や差別が解消されていないから、ほとんどのハンセン病家族は病歴者の存在を（家族・親族の中においてさえ）隠し、ひっそりと息をひそめるようにして暮らしている、と。

だが、こうした一般論を知っていることと、一人ひとりのハンセン病家族の証言や想いを受け止め、一緒に考えることはまったく別のことだった。また一般論としても、「らい予防法」と「無らい県運動」のために、ハンセン病病歴者とその家族とが引き裂かれ、いかに違う道を歩まざるを得なかったかということが少しは認識できるようになった（この点は本稿の3節で詳述する）。

ハンセン病家族の被害を認識してこなかったということは、「らい予防法」や「無らい県運動」による被害の半分しか視野に入っていなかったということだ。それでいて、さも「分かった」ように「らい予防法」や「無らい県運動」を授業などで語ってきた自分が恥ずかしいと感じるようになった。

それと同時に、顔も名前も出せない被害当事者が公共の場で自身のつらい体験を語るとはどういうことか、本当に真剣に考えざるを得なくなった。もしも自分がその立場に置かれたら、一人でも多くの人に被害の実態を知ってほしいという切実な願いをもっていただけとしても、不安や恐怖が先行し、絶対にできない。そして、半世紀以上も封印してきた少年少女時代のトラウマ、悲痛な記憶・体験を掘り起こし、公共の場で語らせることは、少しでもハンドリングを誤れば暴力的な行為となる。

そもそも、遅くとも2001年の「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟における原告勝訴判決後、国や社会、一人ひとりの市民がハンセン病問題を自分事として捉え、ハンセン病に対する偏見や差別をなくすために国家的・国民的な取り組みがなされていれば、2016年の家族訴訟の提起すら必要なかったはずである。

(6)

顔も名前も出せないハンセン病家族の方に依頼して公共の場で差別被害を語ってもらう必要もなかったはずである。だとすれば、私がやっていることは、加害当事者である国や市民の認識や取り組みが極めて不十分であったために現在も被害が継続しているにもかかわらず、その尻ぬぐいを被害当事者にさせるということに他ならない。ハンセン病家族の方と向き合って考えれば考えるほど、シンポジウムの存立基盤が薄氷のようにもろく壊れやすいものでしかないと考ええるようになった。

それでも語ってもらうとすれば、何が必要か。私が被害当事者の立場に置かれたとして想像力を働かせるならば、「この人にだったら話してもいいという聞き手の存在」をあげる。「語りを受け止めるキャッチャー役の存在」といってもよい。過去のつらい体験を語る行為は、不特定多数に対してではなく、語り手の「わたし」と聞き手の「あなた」との信頼関係の中で可能となるということである。では、どんな聞き手の「あなた」であれば「話してもいい」と信頼されうるか。

最も大切なのは、ハンセン病家族が抱える課題について教育界は認識することすらほとんどなく、家族訴訟を契機としてようやく認識してもほとんど何も取り組んでこなかったことに対して、教育界を構成する一人の人間として反省や自己批判の意志を明確に示すことである。つまり、他ならぬこの「わたし」こそ加害当事者である、という自覚をもつことである。

この自覚なくして、「ハンセン病家族の方から貴重なお話を聴かせていただく」という（一見するともっともらしい）態度でいては、加害当事者である私たち教育界の人間と、被害当事者であるハンセン病家族との「和解」はあり得ない。けれども、この「和解」なくして両者が信頼関係を構築し、ハンセン病家族の被害や名誉の回復に向けて「ともに歩む」ことは不可能である。加害当事者と被害当事者が「ともに歩む」とは、一本道を一緒に歩くことではない。お互いの立ち位置を自覚した上で、被害や名誉の回復という共通のゴールをめざしてそれぞれの立場でできることをすることだ。「連帯」は「差異」を自覚することによって可能となるのである。

21番さん、169番さん、188番さんはともに、ハンセン病問題のこと、ハンセン病家族のことを一人でも多くの人に知って、学んでほしいと願っている。けれども、教科書的な学習だけでなく、この「わたし」の声をしっかり聴いて、一緒に考えて、ハンセン病家族の力になってくれることこそを切望している。この意志に対して私は、言葉で綺麗事を並べ立てて応答するのではなく、ハンセン病家族の問題を自分事として捉え、実際に取り組むことで応えようと努めた。これは、被害当事者による「語り」を可能にし、加害当事者と被害当事者の「和解」と「連帯」を可能にする、おそらく唯一の道である。

## 2. 竜田寮事件から考える感染症差別

新型コロナ禍において感染症差別が繰り返されている。このことを知って、ハンセン病問題の当事者の多くが「ハンセン病問題の教訓が生かされていない」と感じている。

とりわけ竜田寮事件は、1954年に熊本の小学校を中心に起きたハンセン病家族をめぐる差別事件だが、新型コロナ禍における感染症差別を捉える際にも多くの示唆を与えてくれる。そこで本節では、竜田寮事件を改めて考察することによって、ハンセン病家族がどんな状況に置かれてきたか、そこからどんな教訓を学び取るべきだったか論じる。

竜田寮は、熊本にあるハンセン病療養所である菊池恵楓園入所者の子どものための児童養護施設である。竜田寮の子どもたちは、健康な身体であるにもかかわらず、熊本市の公立小学校である黒髪小学校への通学が認められてこなかった。

1954年4月、竜田寮の小学1年の児童4名が黒髪小学校に入学することになった。このことをめぐって黒髪小学校の保護者を中心に通学賛成派と反対派とに分かれ、激しい論争や抗争が繰り返された。4月8日の入学式の日、通学反対派は「同盟休校」を呼びかけ、学校の校門には「らいびょうのこどもと一しようにべんきょうせぬようにしばらくがっこうをやすみませう」というは

(8)

り紙を貼り、校門にピケを張って登校してくる一般児童を追い返した。

熊本地方法務局、熊本市教育委員会の調停や菊池恵楓園の自治会・全患協本部の取り組みを経ても解決せず、国会でも取り上げられるに至ったが、それでも解決できなかった。最終的には熊本商科大学の学長が竜田寮の児童を引き取り、そこから黒髪小学校に通学するというで一応の決着を見た。1955年4月のことである。他の竜田寮児童は各地の施設に分散させられ、1957年に竜田寮は廃止された。竜田寮の子どもで黒髪小学校を卒業できた人は一人もいない。そして学校の教員は、竜田寮事件を傍観し、今日まで何の総括もしていない。<sup>3</sup>

では、この事件から何を学び取るべきだったか。

竜田寮の子どもたちは、親がハンセン病にかかっているということで「未感染児童」と呼ばれていた。「未感染児童」は、ハンセン病を発病していないか、経過観察が定期的に行われていた。

つまり「未感染児童」という呼称には、親がハンセン病の子どもは、今は健康な身体であってもいつかはハンセン病を発病するかもしれない「潜在的な感染者」であるという含意がある。そして「未感染児童」は、ハンセン病にかかった人と同じように、偏見や差別の対象となった。したがって「未感染児童」という用語は、子ども時代のハンセン病家族に対する蔑称であり、差別語である。

なお、「感染」と「発病」は医学的に区別されるべきである。ハンセン病は「らい菌」による感染症であるが、感染性は低く、乳幼児期に感染した場合には発病することもあるが、この病気への抵抗力が低い場合に限られる。「未感染児童」という呼称自体、科学的知見に基づくものではなく、「ハンセン病はうつりやすい伝染病」という世間に流布した誤解に基づくものといえよう。

では、「潜在的な感染者」として扱われたハンセン病家族は、どうしてハンセン病患者と同じように偏見や差別の対象となったのか。

このことを考えるために、一般論として感染症が流行している場合、どのよ

---

3 以上の竜田寮事件の概略については主に以下を参照した：全国ハンセン氏病患者協議会『全患協運動史——ハンセン氏病患者のたたかひの記録』一光社、1977年、pp. 168～171。

うなメカニズムに基づいて差別が起こるのか見ていく。心理士として赤十字などに携わる森光怜雄さんによれば、感染症差別には「個人レベル」の「生存本能に基づく<sup>りかん</sup>罹患回避行動」と、集団・社会レベルの「タテとヨコの圧力による差別」という2つのメカニズムがあるという。特に前者は、ハンセン病をめぐる差別と新型コロナをめぐる差別とに共通のメカニズムである。新型コロナ禍における差別の実態を踏まえた森光さんの考察は以下の通りである。

命を脅かすものを恐れる。これはどんな動物にも備わっている本能であり、私たちは恐怖を警報装置として働かせることで危険を回避するように本能的にプログラムされている。

感染症という文脈では、こうした危険回避行動がどのように表れるのだろうか。感染症流行時にはウイルスという病原体が脅威の本体であり、これが体内に侵入することをいかに防げるかが生存を左右する。こうした罹患回避行動は以下の3つのステップからなっている。すなわち、①脅威（＝感染源）の同定、②恐怖心や嫌悪感情の喚起、③危険回避行動の発動である。このことは、私たちが本能的に保菌者を恐れ、忌避の対象として捉えがちなことを意味する。②の恐怖や嫌悪の感情こそ、③の危険回避に必要な感情だからである。しかしながら、感染症の文脈では、ウイルスそのものは目視することができないため、ステップ①の感染源の同定作業は知覚可能な手がかり（例：咳、居住地、職業など）に頼らざるを得ない。そこで、頻繁に用いられるのが属性やカテゴリを手がかりとした推論であるが、罹患回避という目的のためには、こうしたカテゴリによるリスク判断は極めて効率的といえる。個別に保菌者であるかどうかを詳細に吟味してはコストがかかり、なにより接近により罹患のリスクを高めてしまう。疑わしきは全て排除とばかりに、感染源になりうる属性をもつ集団をすべからず恐れ、遠ざけた方が罹患のリスクを低コストで効率的に低下させることができる。これが、今回ウイルスに関連する者を国籍や職業、企業、県外ナンバーといった属性のみで判断し、

(10)

偏見差別が生まれているからくりである。<sup>4</sup>

つまり、私たちが感染症にかかりたくないと思ったとき、感染症への罹患という危険を回避するための効率的なリスク判断として、「感染源になりうる属性をもつ集団に属しているか否か」が重視され、その属性をもつ人ないし集団に対して恐怖心や嫌悪感情が喚起されるということだ。この意味で、ある人が実際に保菌者であるか否かはあまり重要ではない。ウイルスや菌は目に見えず、保菌者であるか否かを判定するにはコストがかかるからである。感染源になりうる属性をもっているというだけで、いやむしろ、感染源になりうる属性をもっているからこそ、「潜在的な感染者」として恐怖心や嫌悪感情が向けられ、忌避きひの対象となるのである。

新型コロナの場合、実際に感染・発症した人だけでなく、外国人、医療従事者やいわゆる「夜の街」従事者などの特定の職業、クラスターの発生した組織やその地域、県外ナンバーの車などが感染源になりうる属性と認識され、忌避や差別の対象となってきたことは記憶に新しい。

私はコロナ差別などしていないという人も多くいるだろう。けれども、新型コロナへの感染を回避しようとする事自体は行ってきたはずである。人混みには怖いから行かない（その中に感染者がいるかどうかなんて分からないのに）、マスクをしていない人には怖いから近寄らない（マスクをしていないからといって感染しているとは限らないのに）といったようにである。こうした危険回避行動は、新型コロナ禍の中で私たち自身が選択し、実行してきたことである。

しかし、危険を回避するために必要な恐怖心や嫌悪感情に私たちが振り回されてしまうと、感染源になりうる属性をもつ人や集団を過度に嫌悪し攻撃するなどして差別被害をもたらすことになる。したがって、恐怖心や嫌悪感情が発生することを前提して、それとどのようにして付き合うかという点に啓発の重

---

4 森光怜雄「感染症に起因する差別のメカニズムと人権啓発の在り方」『法律のひろば』第74巻第2号、ぎょうせい、2021年2月、p.30。

点が置かれる必要がある。

竜田寮事件の場合、「当該児童には周到な健康管理を行っているので、ハンセン病を他へ伝染させる恐れはない」などといった医学上の見解や行政当局の見解が何度も示されたが、通学反対派の運動はいつこうに収まらなかった。それどころかその運動は、竜田寮児童の通学反対ではなく、竜田寮そのものの廃止を求める方向へと展開していった。

それもそのはずである。通学反対派にとっては、竜田寮の児童が実際に保菌者であるかどうかの問題なのではなく、「未感染児童」という感染源になりうる属性をもっていることが問題なのである。ハンセン病はうつりにくい病気だという「正しい」知識や、「ハンセン病を伝染させる恐れはない」という医学的な見解をどれだけ提示されたところで、恐怖心や嫌悪感情には対処できないし、「うつり『にくい』病気だ」と言われれば言われるほど、「うつる可能性は『ゼロ』ではない」という認識に至り、差別はなくなるらない。

そもそも感染症がうつるリスクを「ゼロ」にすることはできない。したがって、恐怖心や嫌悪感情と向き合うために何ができるかを皆で考え、実行した上で、一定の感染リスクを引き受けることこそ、竜田寮児童と一般児童がともに黒髪小学校に通学することを可能にする道だったのである。

菌やウイルスは人を選ばない。いつ誰が感染するかも分からないし、誰がどこで感染させてしまうかも分からない。感染症をめぐる差別問題では、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性がある。その意味では誰もが「潜在的な当事者」なのである。この自覚をもとに恐怖心や嫌悪感情と向き合うことで、それを差別行動に結びつけるのではなく、感染症が私たちにもたらす「分断」を乗り越えるためのエネルギーに転化すべきなのである。

### 3. 家族の視点からハンセン病問題を捉え直す

#### カミングアウトの意味

本節では、ハンセン病問題における既知の論点をいくつか取り上げ、それを

(12)

家族の視点から再考することによって、家族の被害や名誉の回復にとって何が大切かを論じる。

まず、ハンセン病家族にとってカミングアウトがいかに切実な課題であるか、考えてみよう。

病歴者のうち療養所入所者ならば、療養所にいる限りカミングアウトは必要ない。療養所への入所は病歴者である（とみなされた）ことを意味するからだ。

療養所入所者にとっては、カミングアウトの問題よりも名前の問題が大きく立ちはだかってきたといえる。療養所への入所の際に園名（偽名）を勧められたり、家族・親族に迷惑をかけまいとして園名の使用を自ら選択したりした人も多かった。2001年の「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟の原告勝訴を機に、「人間回復」の証として本名を取り戻した入所者もいる。

入所による名前の剥奪は、その人の尊厳や幸福に深く関わる極めて重大な課題である。今日でも、療養所の外と何らかの関わりをもつ場合、本名を使用すると社会で生活する家族・親族に迷惑をかける恐れがあるという理由で、実名での活動ができない入所者が多くいる。

病歴者のうち非入所者および退所者、そして病歴者の家族の場合はどうか。大半の人が、その事実を隠し、学校、職場、地域社会などにおける苛烈ないじめ・差別から身を守ることが不可欠であった。もちろんこの人たちは園名をもたない。家族・親族に迷惑をかけないようにと園名で活動できる療養所入所者とは事情が異なる。

病歴者の家族は、特に結婚に際して、カミングアウトが切実な課題となってきた。最初から恋愛や結婚を諦めていた人も大変多いと思われるが、その中でも交際が深まり結婚という段階に至ると、自分自身や親・きょうだい等の家族がハンセン病の病歴者であることを隠し、秘密を貫き通すか、それとも事実を伝えるか、極めて難しい判断を強いられた。事実を伝えた人の多くが破談や離婚に至った。たとえ破談や離婚を免れたとしても、「もらってやった」という意識が連れ合いにあることから結局離婚に至ってしまうケースが少なくないという。いずれにしろ病歴者家族は、ハンセン病に対する偏見や差別のために家

族関係の形成を妨げられるという深刻極まりない被害を被ってきた。

その被害は現在進行形である。家族訴訟に参加したことで60代の母親の病歴が家族に知られ、離婚に至ってしまった沖縄県在住の原告もいる。多くのハンセン病家族にとってカミングアウトは、かろうじて守り抜いてきた家族・親族関係や社会生活の破綻を意味する。だから、カミングアウトという選択肢を考えることすらできないという人も多い。

たしかに最終的・究極的な運動のゴールは、すべてのハンセン病家族がカミングアウトできること、あるいは、カミングアウトしたいと思ったときにできるような状況が作り出されることにある。188番さんは、「私自身が自分の名前で話ができること、私たち家族が『自分の家族はハンセン病だった』と言えること、日常会話の中でハンセン病のことがさらっと言えること」がゴールだと言っている。169番さんも、「家族もハンセン病のことを日常会話でも出せるようになる」点に運動の終着点を見ている。

けれども当面は、カミングアウトをゴールとして運動を進めていける状況にはない。たとえば188番さんは、家族訴訟が始まった当初は実名で活動していたが、プライバシーに配慮する必要性に迫られて「原告番号188番」の名で活動することになったという。また、厚生労働省が推計するハンセン病家族は約24,000人だが、家族訴訟熊本地裁判決を受けた国の補償金を受給したのは7,549件（請求受付件数は7,798件、相談件数は11,197件）とおよそ3分の1に過ぎない（2022年9月16日現在、厚生労働省調べ）。たかだか130～180万円の補償金の受給によってぶち壊しにされた人生が元通りになるわけではないが、補償金の受給すら3分の2のハンセン病家族ができていない。これが現実である。「カミングアウトがハンセン病家族にとっての目標だ」などと軽々しくは言えない。

もちろん、カミングアウトできる状況になったとしても、そのことを周囲の人にべらべら話すというわけではなかろう。たとえば、がんにかかった場合、「〇〇さんには事実を伝えるけれど、△△さんには心配をかけたくないから伝えない」など自分で判断し、選択しうる。このように誰にどこまでの情報を伝

(14)

えるか、必要に応じて選択し実行できることが大切である。ハンセン病家族の人たちにとってカミングアウトがほぼ不可能な現状は、本来はとりうる人生の選択肢が奪われている状態なのである。この選択肢をハンセン病家族の方がとれるようになることこそ、たしかに最終的・究極的な運動のゴールではある。が、道のりは長く、険しい。

## 療養所の意味

かつて国によるハンセン病患者の終生隔離の舞台となった国立ハンセン病療養所。このハンセン病療養所が、入所者にとって不当に閉じ込められ自由を奪われた「アサイラム」(収容所)なのか、それとも、社会でのすさまじい差別被害から逃れることのできた「アジール」(聖域、避難所)なのかという議論が長らくされてきた。もちろん療養所はその双方の顔をもつということである。<sup>5</sup>

---

5 ハンセン病問題の当事者の聞き取りを長く行ってきた社会学者の福岡安則さんによると、「怒りの語り」をする人はハンセン病療養所を不当に閉じ込められ自由を奪われた「アサイラム」として生きた人々に多く、「感謝の語り」をする人は社会でのすさまじい差別被害から逃れることのできた「アジール」として生きた人々に多いという。以下は、入所者にとって療養所がどのような場所かについての福岡さんの知見である。

「入所者」たちからの聞き取りを重ねるなかで見えてきたのは、療養所(ここ)に入れてもらったおかげで、いまこうして生きていられる、との「感謝の語り」と、療養所(ここ)に閉じ込められたせいで、自分の一生を台無しにされた、との「怒りの語り」とが、拮抗していることであった。「怒りの語り」を語る人びとは、社会のなかで自分はこんなことをして生きていきたいという夢をもっていたのに、ある日、強制収容されて、療養所に閉じ込められた体験をもつ。あるいは、療養所に収容されたときにはすでに無菌、自然治癒していて、療養所でハンセン病治療を一度も受けたことがなかった体験をもっていたりする。それに対して、「感謝の語り」を語る人びとは、ハンセン病の発症が地域社会の人びとに知られ、社会のなかから自分の居場所を奪われてしまった体験をもつ。あるいは、家族に匿われているあいだは治療の方途がなく、明日をも知れぬ重い症状になってから療養所に収容され、療養所に入ったことで一命を取り留めた体験をもっていたりする。

では、家族にとって療養所はどういう場所か。それは、入所した患者家族との関係性に大きく左右され、「遠ざけたい、忘れたい場所」という負のイメージが圧倒的多数であるいっぽう、「アジール」（聖域、避難所）という正のイメージもあると考えられる。後者は、親・きょうだいが入所した場合で、その親・きょうだいとの関係性が近く、しかも子ども時代のハンセン病家族に限定されるイメージとなる。全体から見れば少数例ではあるものの、大きな意義があると考えられる。

以下、ハンセン病家族と療養所入所者の関係がどのようなものかを見ていながら、家族にとって療養所がどのような場所か考察する。

たとえば21番さんは、病歴者で入所者の父が療養所で亡くなったときのことを回顧して、「私は親父にやさしい言葉が一つもかけられませんでした。ありがたいの一言も言えませんでした」と深く後悔している。21番さんの場合、父が療養所に入所していたとき、時々家に帰ってくることがあったという。こうして親子を互いに認知していたとしても、病歴者の親に対して子どもは複雑な感情をもつことが多い。

親が自分の小さいときから療養所に入所していたために親子としての人間関係がほとんどない人もいるし、おとなになってから自分の親が療養所にいることを聞かされた人もいる。

ハンセン病家族訴訟弁護団共同代表の徳田靖之さんによると、このように親

---

わたしの理解するところでは、「怒りの語り」も「感謝の語り」も、いずれも、「強制隔離政策」と「無癩県運動」によって作り出された意識であるが、「怒りの語り」を語る人びとがハンセン病療養所を「アサイラム」として生きた人びとであるのにたいして、「感謝の語り」を語る人びとはハンセン病療養所を「アジール」として生きた人びとである、とすることができる。「アサイラム」（英語で *asylum*）とは、外の社会では誰もが享受できるはずの自由を奪われた空間、ひとを閉じ込める空間のことだ。「アジール」（ドイツ語で *Asyl*）とは、外の社会の迫害から身を守ってくれる聖域であり、逃げ込む場所のことだ。この二つの言葉が、もともとのギリシア語に遡れば、同一の言葉だったというのが面白い。（福岡安則「鳥取訴訟 意見書」ハンセン病家族訴訟弁護団編『家族がハンセン病だった——家族訴訟の証言』六花出版、p.170）

(16)

子、夫婦、きょうだいとの家族関係の形成や維持を妨げられたということが、ハンセン病家族が受けた被害の第1である。そして、物理的に家族と疎遠になる被害だけでなく、心理的に疎遠になる第2の被害もあるという。

第2は、偏見差別にさらされ続けることによって家族の側に生じる疎外感による家族関係の形成阻害である。

家族にとっては、周囲からの偏見差別や排除が苛烈であればあるほど、直接の加害者に対する怒りや憤懣とは別に、「自分がどうしてこんなひどい目に合わなければならないのか」という問いが突き付けられることになるからである。多くの場合、その答えとして浮かぶのは、「家族内にハンセン病の患者がいるからだ」という事実である。その答えは、患者である家族に対しての距離感や疎ましさをうみ、場合によっては、反発、怒りや憎しみとなる。3歳で父が菊池恵楓園に収容され、母と生まれたばかりの妹が残された原告の場合には、再婚した母と離れて親戚をたらい回しにされる日々を耐え抜いて成長し、死んだと聞かされていた父が生存していると知って、孫となる生まれたばかりのわが子を見てもらおうと訪れた菊池恵楓園の面会室で、父の後遺症をみた瞬間に、自らの苦難の人生の元凶はこの父にあったのだと悟って、初対面の父に「死ね」と叫んだことを法廷で明らかにした。<sup>6</sup>

孫の子を一目見てもらおうと会いに行った初対面の父に「死ね」と叫ぶことがいかに異常か。この方には、そう言わしめるだけの異常な苦痛をもたらず差別被害があったのである。このように疎ましく思い、時に激しい怒りや憎しみの対象となる患者家族の生活の場が療養所である。

したがって、「あなたの家族が入所している（いた）療養所のことをどう思いますか」という質問をハンセン病家族の方にしたとしたら、多くの場合ネガティブな回答が返ってくるだろう。家族にとってハンセン病療養所は、自分の

---

6 前掲『ハンセン病問題から学び、伝える——差別のない社会をつくる人権学習』p. 226。

人生を破壊し、苦しみをもたらした元凶となる親、きょうだい、連れ合い、子などがある場所である。そして、その存在をひたむきに隠すことが家族・親族関係の構築や維持、学校や職場、地域社会での迫害から逃れるためには必要だった。大半の家族にとって療養所は、「遠ざけたい、忘れたい場所」であると考えられる。

他方で、「親のいるハンセン病療養所に遊びに行ったときだけは楽しく過ごせた」「(差別被害を受けている学校や地域などと比べたら)療養所は天国のようなところだった」などと、まったく逆の捉え方をする家族もいる。169番さんの証言を聴いてみよう。

小学3年生の夏休み、母が専門学校から帰ってきて、母と私と妹の3人で暮らすようになりました。父のいる療養所まで何とか歩いて行ける距離でした。母の仕事の都合で小5の1学期に再び引っ越すまで、毎週のように母と妹と3人で、大好きな父に会いに療養所へ行きました。4年生になると、妹と2人で父に会いに行くことも多くなりました。

私たちのように小さな子どもは療養所にほとんどいなかったので、入所者の方々は私たちを大変かわいがってくれました。おやつもたくさん出してくれましたし、まるで本当の家族のように付き合ってくれました。妹と2人で入所者の布団に潜り込む競争などをしていましたし、寒い寒いと言う入所者の方の上に乗って布団がわりになって体を温めたこともあります。私たちと同じ立場の男の子も時々来ていて、3人で一緒に遊ぶこともありました。若い入所者の方も遊び相手でした。入所者の方々と一緒に映画を観て楽しみましたし、療養所のお風呂までこっそり入ったこともあります。

でも、職員に見つかりと部屋から連れ出され、患者地帯から無菌地帯の面会所に連れて行かれます。その道中でクレゾールの消毒液の中につけられ、さらに体に噴霧器で消毒液をかけられたので、体はびちょびちょでした。そのため見つからないよう逃げ隠れました。当時、すぐに見つかってしまう父の部屋ではなく、他の入所者の部屋の押し入れに、私たちが隠れる場所が

(18)

作ってありました。療養所の出入りも、正面玄関を使えないので、竹やぶが生い茂ったけもの道のような所を通っていました。

続いて188番さんの証言である。

そんな生活の中での楽しみは、療養所にいる親に会いに行くことでした。おばあと二人、10キロちかい道を歩いて行きました。療養所では、みんながやさしかった、おじさんやおばさんが優しいまなざしで私をみてくれました。唯一、自分が自分らしくいられる場所でした。母と一緒にご飯を食べたり、一緒に寝たりと（缶詰やお菓子、食べ物もおいしかった）、叔父さんの所に比べたら、天国でした！

療養所では私のような子どもがいて、カルタやトランプなどしてよく遊びました。監視員（巡回のおじさん）に見つからないように色々工夫して、外でも遊びました。でも、療養所の中では仲良く遊んでも、外では関係性がばれるのが怖かったから、知らないふりをしたりして、あまり親しくはできませんでした。

小2の時、ある事があり、叔父さんにすごく怒られて悲しくて、悔しくて、がまんできずに、親に会いたくて、会いたくて、両親のいる療養所まで、会いに行きました。ナウサ道や畑のあぜ道を通り、着いた頃には日も暮れていました。やっと、着いた～と安心しました。その時の光景は、いまでもはっきりおぼえています。顔見知りのおばさんが、びっくりした顔で駆け寄ってきました。その事をきっかけに、父と一緒に、暮らす事を決心したようです。

169番さんと188番さんの証言は見事なまでに類似している。2人にとっては、親と一緒に暮らすことができず、学校や地域ではいじめや差別被害を受け、それでいて親のいる療養所だけが子ども時代に唯一楽しく過ごせる場所であった。そこでは隠し事をする必要もなく、親子の交流ができ、やさしくてあたたかい入所者の方々に見守られながら、他の療養所入所者の子ども（＝ハンセン

病家族)と一緒に遊ぶことができた。療養所は2人にとってまさしく「アジール」(聖域、避難所)だったのである。

黒坂愛衣『ハンセン病家族たちの物語』(世織書房、2015年)に掲載されている12のハンセン病家族の「人生物語」の中でも、奥晴美さん、宮里良子さん、原田信子さん、前田重雄さん(仮名)の4名が、169番さんや188番さんとほぼ同様の体験を報告している。169番さんと188番さんだけの特殊ケースというわけではない。

これらは、どんなにつらく苦しい状況に置かれていても、生きがいや幸福を求めて必死に生きた子ども時代のハンセン病家族の姿を示しているのではないだろうか。

もちろん、国のハンセン病隔離政策自体がそもそも間違っていたし、大多数の教員が子ども時代のハンセン病家族を差別から守らなかったことも見逃せない。親が入所しているハンセン病療養所でしか幸福なときを過ごせなかったということは、国の隔離政策が子ども時代のハンセン病家族に与えた差別被害の一つの現れである。このことは決して軽んじてはならない。

けれども、療養所を遊び場にしていた子ども時代のハンセン病家族は、自分の肉親だけでなく、他の入所者の方々からも愛情をもって育てられた。それが療養所外の社会を生き抜く上でどれだけ大きな力を授けたかは計り知れない。そしてこの家族の人たちは、半世紀以上経った今、語ることでできない大多数のハンセン病家族の分まで差別体験や被害の実相を公共の場で語り、家族の被害や名誉の回復に身を投じている。

では、この「病歴者によって療養所で育てられたハンセン病家族」の存在にどんな意義があるか。

国の隔離政策は、ハンセン病患者とその家族の関係を引き裂いた。療養所入所者は、自分のせいで家族を大変な目に遭わせてしまった加害者としての意識と、家族から捨てられて療養所に追いやられた被害者としての意識をもつ。対する家族は、本当はやさしくしなければならぬ患者家族にひどい仕打ちをってしまった加害者としての意識と、患者家族のせいをつらい人生を歩まされて

(20)

きた被害者としての意識をもつ。どちらの立場から見ても自分はやった側の加害者であり、やられた側の被害者でもあるというかたちで、家族関係は深刻に引き裂かれてしまう。ここまで明瞭な「やった」「やられた」という意識をもたなくても、両者の関係は大半のケースで複雑にねじれていると思われる。

いまようやく、複雑にねじれたり深刻に引き裂かれたりしてしまった家族関係の捉え直し、編み直しに向けて歩む前提条件が整ったのではないか。それは、2019年のハンセン病家族訴訟熊本地裁判決により、家族関係の形成を阻害したのは国の隔離政策等であったことが認められ、その判決を政府も受け入れたことにより、本当の加害者は国であったことを誰もが認めるところとなったからである。

2001年の「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟熊本地裁判決では、病歴者が長期間にわたって療養所に隔離されたことによる「人生被害」を中心に論理が組み立てられており、家族関係は、療養所への入所によって病歴者が家族と引き離されたという点においてしか捉えられていなかった。他方、2019年の家族訴訟判決では、国のハンセン病隔離政策等により家族関係の形成が阻害されたことが認められた。法的には病歴者家族における被害しか認められていないが、関係の形成を阻害された家族には病歴者を含むのであり、家族関係の形成を阻害された被害は、実質的に病歴者とその家族に共通の被害といえる。

これでようやく、病歴者と家族とが同じ地平に立てるようになった。互いに自分や相手を加害者や被害者だと認識してしまうことは、国の隔離政策による被害の現れであり、本当の加害者は国であることを共通認識にできるようになった。家族関係の形成を妨げられたという病歴者と家族に共通の被害を回復していくためにどうすればよいか、考えること自体がようやく可能となった。当事者の一方が亡くなっているも家族関係の捉え直しは可能であり、命ある限り被害回復の機会はあるはずである。

とはいえ数十年にわたってねじれ、引き裂かれてしまった個々の家族関係の修復は容易ではないだろう。今なお強い罪悪感や被害意識を心に秘めている者も少なくないと思われる。そこで、修復すべき個々の家族関係それ自体を出発

点とするのではなく、本項で述べた「病歴者によって療養所で育てられたハンセン病家族」に光を当てることは、病歴者と家族の橋渡しとなり、両者の関係を捉え直す一助となるはずである。<sup>7</sup>

### 納骨堂の意味

すべての国立ハンセン病療養所に、終生隔離の象徴ともいえる納骨堂が存在している。「もういいかい 骨になっても まあだだよ」という故・中山秋夫さん(邑久光明園入所者)<sup>おくこうみょうえん</sup>による有名な川柳がそのことを雄弁に物語っている。1996年の「らい予防法」の廃止によりハンセン病隔離政策が終焉し、納骨堂の必要性が少なくとも法律上はなくなったはずだが、2022年現在まですべての療養所の納骨堂が機能している。<sup>8</sup>

納骨堂は、療養所入所者が亡くなっても故郷に帰れないことを現に示している。それも本名ではなく園名(偽名)や無記名で眠る者も少なくない。したがって終生隔離政策の過ちを正し、入所者の名誉回復を実現するという立場からすれば、骨壺に本名を刻み、遺骨を故郷に帰すことが最終的・究極的な運動のゴールといえる。

しかし、同じことを入所者の家族(遺族)の立場から考えてみると状況は一変する。なぜ家族は遺骨を引き取らないのか、その事情は家族の数だけあるといえるが、家族の置かれた状況に対し少しでも想像力を働かせれば、納骨堂に眠る入所者の遺骨を本名で故郷に帰そうなどと簡単には言えなくなる。

このことを私に気づかせてくれたのは、前掲『ハンセン病家族たちの物語』所収の梅沢寿彦さん(仮名)による以下の語りである。

患者の家族は、こういった被害がありましたちゅう声を〔なかなか〕あげ

7 他にも家族が療養所を訪問するなどして、病歴者と家族とが対話や交流を重ねることも有意義だと考えられる。

8 13園合計で開園(所)以来の物故者数は26,859であり、納骨堂合祀者数は16,866である(2022年5月1日時点、全療協調べ)。

(22)

られない。あげた時点で叩かれますから。〔声をあげたら〕その町を出ざるをえない、職場を辞めざるをえない。まだ現在進行形です、この差別偏見というのは。その家族を拾い上げてやらんと、全面解決にはならんのじゃないかな。

患者の家族を救うことによって、園に置いてある遺骨を故郷に帰してやることができるんじゃないか。故郷には帰りたいでしょ、骨になっても。やっぱ、「死んでくれてよかった」って、そのまんま園に骨を置いておかれると、なんとも……。異母姉<sup>あね</sup>の骨は、実家の墓に、自分の両親、祖父母がおる墓に、なんとか入れてやりたいんです。なかなかそれができない。

いちおう目標は置いとります。今年、異母姉<sup>あね</sup>の十八回忌をしました。いままで供養、全部わたしがしてきましたけど、できれば異母姉<sup>あね</sup>の二十五回忌はなんとか実家のほうでやってもらえればなあ。そのための努力はせにやいかんかなと思っております。そのためにはどうしても、患者の家族の救済に、どれだけ力が発揮できるかですよ。それにかかってますよね。<sup>9</sup>

家族の救済によって療養所の納骨堂に眠る遺骨を故郷に帰すことができるのではない、という梅沢さんの洞察は、家族の救済がなければ納骨堂の遺骨を故郷に帰すことはできない、と読み替えてもよいだろう。療養所入所者の遺骨を実家の墓に入れたいと梅沢さんが思っても、他の家族・親族の同意が得られない。おそらく他の家族・親族にとっては、梅沢さんの異母姉の病歴を隠すことが自分たちを差別被害から守るために不可欠なのである。梅沢さんにとって家族の救済とは、社会の中で梅沢さんの異母姉の病歴を隠す必要が、すべての家族・親族にとってなくなることを意味する。

端的に述べれば、納骨堂の存在は療養所入所者の問題ではない。社会で暮らす家族の側の問題であり、その家族を現在でも苦しめているハンセン病に対する偏見・差別の問題なのである。

大半のハンセン病家族が、自分や自分の家族を守るために療養所入所者の存

9 黒坂愛衣『ハンセン病家族たちの物語』世織書房、2015年、p.311。

在や家族の病歴をひたむきに隠さざるを得ない。だから、家族・親族の中で入所者の遺骨を引き取りたいという人がいても、その人の意思や利害だけでは事が進まない。社会にハンセン病に対する偏見や差別が根強く残っている現状で強引に事を進めれば、家族関係・親族関係の破綻や、療養所入所者の存在や家族の病歴を隠すことでかろうじて参画できていた社会からの退場につながるという過言ではない。

ハンセン病家族を取り巻くこうした切実な状況に目を配ることなく、納骨堂に眠る遺骨を本名で故郷に帰そうなどと言うのは、家族に対しての暴力的言説となりうる。少なくとも、病歴者でも家族でもない人が軽々しく口にすべきではない言説であろう。

これまで学校で行われてきたハンセン病問題の学習において、療養所や納骨堂の意味を家族（遺族）の側からも捉え、学ぶ実践は管見の限りなかった。こうした学習の必要性さえ、私を含め誰も気づかなかった。

けれども、「療養所入所者の故郷にはその家族（遺族）がいる」という単純な事実がもっと重視される必要がある。隔離政策による病歴者とその家族の被害は表裏一体のものであり、しかもコインの表裏のように、一方の側からは他方の側が見えないという構造になっている。家族に固有の被害も家族訴訟等を通じて明らかになった以上、どちらか一方を軽視するということはあってはならない。ハンセン病問題を教育現場で取り上げてきた者は、私を含め、これまでの教育実践を再考すべきである。

### 断種・人工妊娠中絶と語ることの意味

ハンセン病療養所では、子どもをもつことが許されなかった。国のハンセン病患者に対する終生隔離政策は、らい菌の撲滅（ハンセン病にかかった人の治療および社会復帰）を目的とするのではなく、ハンセン病患者の撲滅を目的としていた。それは、患者に子孫を残させないというかたちで徹底された。療養所内での結婚は認められていたが、男性側の断種手術が条件であり、身ごもってしまった子どもは中絶（墮胎）され、生まれてしまった子どもは医療従事者

(24)

の手によって殺された。国立ハンセン病療養所等から発見された115体のホルマリン漬けの胎児標本がそのことを裏づけている。優生保護法（1948年成立、1996年廃止）により、ハンセン病患者を対象とする優生手術（断種・人工妊娠中絶）が合法化された<sup>10</sup>が、合法化の根拠（立法事実）はなく、それ以前は違法行為ですらあった。

ハンセン病療養所で強いられた断種・人工妊娠中絶は、入所者の尊厳を著しく傷つける行為である。それと同時に、生まれるはずであった子ども、生きるはずであった子どもはハンセン病家族として生きたはずの子どもでもあり、断種・人工妊娠中絶はハンセン病家族に強いられた被害でもある。断種・人工妊娠中絶をハンセン病家族の問題としても捉え、考える取り組みが今後は必要であろう。

このことに気づいたことが、「ハンセン病のことはずっと封印してきた」という188番さんが自身の被害を語る一つの大きな動機になったという。188番さんの証言である。

私はハンセン病療養所で、ハンセン病元患者の両親から生まれました。母はお腹の中にいるときに墮胎の注射を打たれました。それが失敗に終わり、私は生まれました。療養所には、生まれることができなかった子どもたちや、生まれた直後に口をふさがれて殺されてしまった子どもたちがたくさんいます。こうした子どもたちのためにも、私は自分の被害を語らなければいけないと考えるようになりました。

188番さんの両親が入所していた療養所では、出産を（療養所の職員はやってくれないので）入所者たちで協力してやる体制があったそうである。188番さんは、子ども産み、育てるという父母の強い意志にいくつもの奇跡が重なってこの世に生を授かった。188番さんの「語り」の背後には、生まれることや

---

10 優生保護法に基づくハンセン病を理由とする不妊手術の届出件数は1,551件、人工妊娠中絶の届出件数は7,696件（両者とも1949～1996年の合計）。

生きることを許されなかった子どもたちの「沈黙」がある。「語り」を受け止める私たちが耳をすませ、「沈黙」をも聴けるか否かが問われている。

ハンセン病家族で語ることのできる人は、全体から見ればごくわずかであり、いま聴くことのできる家族の「語り」は、例外的な状況に置かれている方の例外的な「語り」ということになる。だから、聴くことのできる「語り」を聴いてすべてを「分かった」ことにするのは危険である。けれどもその「語り」を聴き、受け止める私たちは、語ることのできる家族の「語り」を媒介にして、語ることのできない家族の「沈黙」をも聴き取る努力を忘れてはならない。この努力を絶やさないことが、ハンセン病家族とともに歩むために不可欠である。

#### 4. ハンセン病家族の課題を踏まえた新たな人権学習に向けて

私は、ハンセン病問題を社会科・公民科の授業で取り上げてきた。今年度からは、匿名のハンセン病家族（原告番号56番さん）の家族訴訟における陳述書を、ご本人と担当弁護士の力添えにより教材化した<sup>11</sup>。本節では、その学習効果について検討するとともに、本稿で論じてきたハンセン病家族の課題を踏まえて今後どんな人権学習を構想していくべきかを考察する。

本校（早稲田大学高等学院）高校3年「政治・経済」（2022年度）の授業では、1学期の憲法学習の中でハンセン病問題を3時間かけて扱った。1時間目「らい予防法と憲法」、2時間目「ハンセン病家族と憲法」、3時間目「菊池事件と憲法」という構成である。ある生徒の感想を紹介しよう。

ハンセン病問題の授業を受けて私が知ったことは大きく二つあります。一つ目はハンセン病に対する想像を超える差別の酷さです。私はハンセン病に関して、社会や歴史の授業で上辺だけの知識しか頭に入れておらず、さして関心を持っていませんでした。

---

11 56番さんの陳述書（一部）は、前掲『ハンセン病問題から学び、伝える——差別のない社会をつくる人権学習』p.12で読むことができる。

(26)

しかし、今回の授業で、ハンセン病患者やその家族が受けてきた仕打ちに、頭を鈍器で殴られたような衝撃を感じました。特にショックを受けたのが、子どもを守るべきである、教育者たる大人たちが平然と生徒に対し悪意をぶつけていたことです。子どもがやっているというなら、まだ善悪の判別もついていないだろうし、親の影響があることも考えられます。ですが、それを大人が行っているとなれば話が違います。特に授業で読んだ教材の、先生が小学生の56番さんに「もう学校に来るな」と言い放ち、階段から突き落としたという場面はこちらの胸まで苦しくなりました。

二つ目は、国家の強硬な姿勢です。たとえば、ハンセン病患者に対する差別も大きな要素を占めた爆破・殺人事件である「菊池事件」では、検察官による再審請求が未だなされていません。熊本地裁が当時の裁判に対して「特別法廷は違憲」であったという判断をしてもなおです。これは、検察ひいては政府が、かつて行ったことが間違いであったと認めたくないが故です。国家のこのような姿勢は柔軟さに欠けていると感じます。たとえ、国家だとしても間違いを犯してしまったら、間違いだと認め、真摯に謝罪することが大切です。このまま中途半端に目をそらされたままでは、被害者も浮かばれないし、日本の体制も変わらないのではないかと思います。

最初は過去の日本にこのような出来事があったと知って、ただただショックを受けていました。しかし、それだけで終わってはいけません。このようなことがあったのだと深く理解し、二度と同じことが起きないようにするためにはどうすればいいのだろうかと考える。これを一人一人が実践すれば、差別のない世界への道は開けると思います。自分も今すぐに答えは出せないとしても、よく考え、後悔のない選択をしたいです。

ハンセン病病歴者やその家族が被ってきた深刻な被害を目の当たりにすると、この生徒のように強いショックを受ける人が多い。このショックは、被害当事者のあゆみや訴えを共感的に理解する第一歩であり、今後の学習の動機づけにもなる。また、憲法で基本的人権が保障されていることの意義は、基本的

人権が国家権力によって蹂躪じゅうりんされた事例から学び取るより他ない。憲法によって国家権力を制限する「立憲主義」の重要性を体得する上でも、国家による加害性が明確なハンセン病問題の学習は有意義である。けれども、こうした机上での「ショック療法」だけでよいのだろうか。

上の生徒のように「差別のない世界への道」を開くために自分に何ができるかを考え、「後悔のない選択をしたい」と考えるのはむしろ例外で、被害の深刻さに打ちのめされるあまり、「自分にできることはない」と考える生徒が多数派である。つまり、深刻な被害を伝えるだけの授業では、「差別のない社会を実現するために自分にできることをする」という主体性が生まれにくい。また、感染性が低いことが分かっていたいなかった（国が誤った知識を広めていた）時代には、ハンセン病病歴者やその家族が差別されるのは仕方がなかったのではないかという諦めの声も生徒からは聞こえてくる。こうした反応は、「ショック療法」の言わば「副反応」だと考えられる。

そこでハンセン病家族の授業では、子ども時代の原告番号56番さんの「たった一人の友だち」にもフォーカスしている。この「たった一人の友だち」は、同級生や学校の教員から苛烈ないじめを受けて苦しんでいる56番さんと親には内緒で一緒に遊び、長きにわたる文通で56番さんを支え続けた（1950年代～1960年代前半）。この「友だち」は、ハンセン病に関する正しい知識を入手することは困難であったと思われるが、それにもかかわらず56番さんを守り、支え続けた。この事実は、正しい知識が広まっていない状態では仕方がなかったのではないかという見解に対する反証となっている。

ここから明らかなように、「無知は差別の始まり」とはいうものの、差別は「正しい知識の不足」によってのみ引き起こされるわけではない。したがって人権学習においても、「正しい知識の獲得」は主目的とはならない。たとえば56番さんの証言を学習する際には、「もしも自分の同級生に56番さんがいたら、どう接するか」（＝56番さんの「たった一人の友だち」のように56番さんを差別やいじめから守ることができるか）といったことを学習の主題にするべきであろう。このように、困難を抱えている人に出会ったときに自分がどう向き合い、

(28)

行動するかを考える学習は、児童・生徒の人権感覚を育むことにつながる。

人権感覚とは何であり、人権学習とは何を学ぶ学習なのか。このことを考える上で、56番さんの「たった一人の友だち」のエピソードだけでなく、21番さんが中学3年生のとき（1970年代後半）の経験が、例外的ではあるものの多くの示唆に富んでいる。

21番さんは、子ども時代、誰とも一緒に遊んでもらえず、冬場に氷の張った池に突き落とされるなど、苛烈ないじめを受けていた。小学校でも中学校でも学校の教員は見て見ぬふりをしていて。ところが、中学3年生のときの担任の先生は、家庭訪問の際、21番さんの父がハンセン病病歴者であることを知った。その翌日、21番さんを除く中学3年の生徒全員を体育館に集め、「お前たちの親が21番のお父さんのような立場だったらどうなんだ」と涙を流して迫った。担任の先生とともに21番さんが教室に戻ると、「21番、おかえり！」とクラスメイトの声。担任の先生は「今日からもう、21番いじめんじゃねーぞ。そういうの見たら、先生、ただじゃおかねーからな」と言った。この日を境にいじめはなくなり、21番さんは、中学3年のときだけは同級生らと話したり、遊んだり、部活をしたりして楽しい思い出を作ることができたという。

この中学3年時の担任の先生について、21番さんは次のように証言した。

私をいじめから守った担任の先生は、いじめの現場を目撃したわけではありません。クラスで私一人だけが暗い顔をしていて、見て見ぬふりができなかったのだと思います。その理由が親父の病気によるいじめだと知って、許せなかったのだと思います。この先生は、私の人生を変えてくれました。この先生がいなければ、私はどんなおとなになっていたか分かりません。

管見の及ぶ限りでは、教育界の人間がハンセン病家族を差別やいじめから守った唯一の事例である。人権感覚とは、まさにこの担任の先生のように「差別やいじめなどの理不尽な困難を見て見ぬふりできない感覚」のことであり、こうした感覚を育むのが人権学習の急所であろう。

日本国憲法第12条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」と規定している。憲法は、主権者である国民に、基本的人権を享受するだけでなく、それを擁護し実現する主体でもあることを課しているわけである。憲法が保障する人権は、それを擁護する担い手がいなければ、「絵に描いた餅」になってしまう恐れがある。人権学習は、児童・生徒の人権感覚を育むことにより、憲法第12条が課す人権擁護の担い手を育てるという重要な意義をもつ。

本稿冒頭で紹介したシンポジウムでは、家族の方による証言やパネルディスカッションの後、会場に来ていたハンセン病家族の方が次々と立ち上がり、「原告番号でしか名乗れない状況はいつまで続くのか」「3名の家族の方は私たちの想いを代弁してくれた。深く刻んでほしい」などと発言があった。会場は強い一体感に包まれ、家族の問題に皆で取り組んでいこうという意思が共有された。

シンポジウム終了後、参加していた学識経験者の方から、「家族の方のお話は、3名とも、とてもつらい経験であり、かつ、とても貴重なお話だった。困難な中にも一縷<sup>いちる</sup>の希望も入っているような温かみもあった」という感想をもらった。この「温かみ」は、3名のハンセン病家族の方が、激しい差別被害を受けている中であつて彼ら彼女らを差別やいじめから守った人から授かったものではないだろうか。

今度は教育界の人間がその「温かみ」を児童・生徒に伝える番である。事情が許せば、ハンセン病家族と児童・生徒が直接交流する学習の機会を作ることによって、ハンセン病家族の深刻な被害を伝えるだけでなく、その「温かみ」をも伝えることがぜひとも求められる。こうした学習は、ハンセン病家族を差別やいじめから守った人の人権感覚に児童・生徒が触れ、自身の人権感覚を問い直す契機にもなる。そして、差別やいじめなどの理不尽な困難のない社会を実現するために児童・生徒がハンセン病家族とともに歩むことを可能にする。

